

東南アジア諸国における参加型森林管理の制度と主体

森林社会学からのアプローチ

井上 真

(東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻 / 地球環境戦略研究機関)

The main objective of the paper is to clarify the characteristics of participatory forest management systems in Southeast Asian countries, such as Indonesia, the Philippines, Thailand, Vietnam, and Laos. Important sociological factors, such as legal status of land, main actors of forest management, and work organization for forest management, are adopted as an analytical framework for comparative policy analysis. Following the framework, participatory forest management systems are examined and evaluated. The characteristics of the systems are clarified as follows; 1) most of the land still belongs to the state and the right to use the land is granted to the local people, 2) protected areas are mainly controlled by the government, 3) most of the collective management by the local people are not implemented by fundamental groups but by functional groups, and 4) the systems in the Philippines seem to be advanced in terms of transfer of responsibilities for forest management from government agencies to the local people, because the indigenous people are granted the land ownership and the local people are involved even in the management of protected areas. On the other hand, field research at local level reveal the importance to understand the real state of forest utilization based on the folk category of land and to identify the possibility for the local people to manage their forests. In order to connect the forest sociological studies at local level with the forest policy analysis at national level, the approach of political ecology seems to be helpful.

Key words: actor, participation, ownership, community forestry, social forestry

I 背景と課題

1970年代後半から熱帯諸国では、地域住民の福祉の向上を目的とする林業が試みられてきた。それは、フォレスターたちが従来の産業的林業の政策理念のもとでは木材の持続的生産が達成できないことに気づきはじめたからである。このような林業活動をさす用語として社会林業やコミュニティー林業が用いられてきた。当初この両者は、農山村開発のための林業活動に地域住民が参加する状態を指す用語として用いられた類似する概念であった。定義の詳細は加藤(1999)に譲るが、筆者の見るところ、最近では両者の使われ方が分化してきている。つまり、社会林業が個人ベースの活動(例えば農家林業)を含む包括的な活動に対して用いられるのに対して、コミュニティー林業は共同的な活動に対して用いられるのである。

政策理念としても用いられる包括的な概念である社会林業は、2つの構成要素から成り立っている。第一は、森林・林業セクターにおける「参加型森林管理」である。そして第二は、森林・林業セクター外における農山村開発のための活動、すなわち1)道路、集会所、学校、診療所などのインフラ整備、2)農業技術の普及、3)様々な所得源の創出、である。しかし、もしも参加型森林管理の要素を欠き後者のみであるならば、もはや社会「林業」と呼ぶ必要はなく、一般の農山村開発そのものとなる。つまり、参加型森林管理

は社会林業の核心を成す活動として位置づけられるべきものなのである。

本稿では議論の対象を参加型森林管理に絞る。そして、東南アジア諸国における制度的特徴を明確にすることを主要な目的とする。そのうえで森林管理の実態から学ぶべき重要な視点を確認し、住民主体の森林管理制度に関する今後の研究の方向性を示したい。

方法～森林社会学アプローチ

1 森林社会学

個人の行動・行為は、自己の欲求満足を最大限に追求しようとする本能と、それを規制する社会規範（例えば森林利用にかかわる共同制御など）との相互関係によって決定される。したがって、ある社会における森林の利用・管理のあり方は、個人的・私的な問題としてではなく、社会的な問題として検討するのが合理的である。ここに、社会的存在としての人間を対象とする社会学アプローチの有効性が見いだせる。

筆者のいう森林社会学とは、人間社会で展開されるさまざまな森林にかかわる事象をフィールドワークに基づいて理解・分析し（存在の研究としての地域研究）、人間にとっての森林のあり方を考える（当為の研究としての地域発展論）ものである。一般に科学は研究の主題よりも方法による方がうまく定義される（マン, 1982）が、森林社会学は経済学・社会学・文化生態学・人類学などをツールとして適宜活用する総合的・学際的アプローチであることを特徴とするものである。

2 本研究の分析枠組み

各国の森林政策を比較分析するためには、比較のための明確な基準（分析枠組み）が不可欠である。本稿では3つの互いに関連する重要な社会学的概念～所有権、行為主体、組織～を分析枠組みとして用いる。所有権は様々な主体によって行われる社会的行為を通じた相互関係としての社会関係を反映する。そして、行為主体は社会的行為を通して特定の目的を達成するために、集団あるいは組織を形成する。

このままでは抽象的なので、この3つの概念を操作して森林管理制度の議論に即してより具体的な要素へと転換しなければならない。まずは、国家の法律がますます現実の社会関係を規制し、ローカルな慣習法を凌駕しつつある現実から、将来を見通した議論のためには所有権を「土地の法的位置づけ」へと翻訳することが適当であろう。次に、行為の目的は森林管理に限定されるので、行為主体は「森林管理の主要アクター」へ、そして組織は「森林管理のための労働組織」へと翻訳される。

（1）土地の法的な位置づけ

論理的に土地の所有者として指定されうるのは、個人・家族、集団・組織、先住民共同体・村落、外部者・企業、地方政府・中央政府である。参加型森林管理はすべての法的な位置づけの土地上で実施される可能性があるため、本稿では所有に基づく土地の種類を順に「個人有地」、「団体有地」、「村落有地」、「外部者有地」、「公有地」と単純化して議論する。

（2）森林管理の主要アクター

住民参加の性質を評価するためには、森林管理に責任を持ち、あるいはイニシアチブを握っている主要アクターを考慮することが効果的である。

管理の責任あるいはイニシアチブの観点から、主要アクターは次のように分類される。

a) 個人：村内居住者。b) 機能集団：森林利用者グループ、協同組合、学校、寺院、女性グループ等。c) 基礎集団：親族、自然村、先住民コミュニティ等。d) 行政村：行政村の森林管理部局あるいは行政村が組織する森林管理グループ。e) 企業等：村外に居

住する個人や企業。f) 政府：郡、県、州、国家。

アクターに着目すると、いわゆる「農家林業」は個人による林業活動のことであり、「コミュニティ林業」は機能集団、基礎集団、および行政村による共同的な林業活動ということになる。

(3) 森林管理のための労働組織

現場で実際に地域住民が森林管理に参加する形態が、すなわち労働組織なのである。論理的には次のような労働組織が考えられる。a) 個人：自発的に個人で参加する。b) 一時的集団：各々の作業ごとに労働交換のためあるいは共同作業のためのグループが形成される。c) 団体：様々な機能集団、寺院の檀家組織、学校等の団体がイニシアティブをとり、団体の成員が動員される。d) コミュニティ：村落がイニシアティブをとり、住民に対して労働提供（労働奉仕）を要請する。e) 賃労働者。

広い意味では上記のすべてが参加に包含されるが、賃労働者としての参加は森林管理に対してイニシアティブをとれないので、本稿では参加とは見なさない。したがって、森林管理の主要アクターのうち、政府や企業等によっておこなわれる森林管理は、地域住民が林業労働者としてしか参加できないのが通常であるので、本稿では参加型森林管理とは見なさない。

(4) 3つの概念の可能な組み合わせ

誰が森林管理のイニシアティブをとり責任をもつのかによって管理の性格が最も端的に表されるので、本稿では「森林管理の主要アクター」を制度の評価に際して最も重視する。一方、労働組織（つまり参加の形態）は主要アクターが誰であるかに大きく左右され、また地域社会のあり方により様々である。したがって、あり得る労働組織は分析対象地域に現存する互酬的労働組織や労働動員の実態をもとに予測することが可能である。したがって、筆者が村落レベルでのフィールド研究を実施した経験のあるインドネシアとラオスに関してのみ活用する。

参加型森林管理が実行される土地の法的位置づけは、各国の法制度に依存する。しかし、一般的に言って、個人による森林管理は個人有地で、機能集団や基礎集団による森林管理は団体有地・村落有地・公有地で、そして行政村による森林管理は村落有地・公有地で実施されるとみてよい。

各国における参加型森林管理制度の検討～分析枠組みに基づいた評価

ここでは、各国の参加型森林管理制度を上で述べた基準・概念を使用して評価する。用いられる情報は引用文献の明示がない限り、地球環境戦略研究機関（IGES）の森林保全プロジェクト（リーダー：岩手大学・磯崎博司）の活動の一環として実施した各国政府に対するインタビューおよび収集した法令類に基づくものである。

1 インドネシア

インドネシアの土地は、1960年の「農地基本法」にもとづいて登記された私有地とそれ以外の国有地とからなる。1967年の「林業基本法」および1999年9月に制定されたばかりの新「林業法」によると、私有地として登記されていない土地上の森林は、すべて国有林に編入される。そして、国有林は生産林、保安林、保全地域（国有公園や森林公園など）、転換可能な生産林（転換林）に区分される。

インドネシアの社会林業は、住民参加や地域開発に関連する政府プログラムの総称である。その中で参加型森林管理と見なせるのは「コミュニティ林」プログラムと「個人有林」プログラムだけである（Inoue, 2000）。ここでは、これら政府による社会林業に加え

て、NGOに支持されている「慣習共同体林業」についても検討する。

(1) コミュニティー林プログラム

コミュニティー林プログラムは1995年の「林業大臣令第622号」によって開始され、1998年の「林業農園業大臣令第677号」で改訂された。本プログラムは、コミュニティー林コンセッションを獲得した森林地域内および近隣に居住する人々（特に協同組合）によって実施される。コンセッションの期間は35年で、国有林の中の生産林・保安林・保全地域のうち他の権利が設定されていない場所が対象とされる。木材および非木材森林産物の生産にかかわる全ての活動（植林・育林・保護・収穫・マーケティングを含む）は、自家消費目的であっても販売目的であっても認められる。以上より、本プログラムが適用される土地の法的な位置づけは「公有地」で、主要なアクターは「機能集団」であることが確認される。また、適用される労働組織（参加の形態）としては、「団体」および「コミュニティー」が挙げられる。

(2) 個人有林プログラム

個人有林プログラムは州政府の所轄であり、私有地を対象としている。本プログラムの主な活動は緑化であり、多くの人々が早生樹を植えている。本プログラムが適用される土地の法的な位置づけは「個人有地」で、主要なアクターは「個人」であることが確認される。適用される労働組織は「個人」および「賃労働者」である。

(3) 慣習共同体林業

NGOが支持する慣習共同体林業とは、地域住民、特に先住民によっておこなわれてきた慣習的な森林管理制度のことである。森林と密接にかかわって生活している人々がイニシアティブをとり、組織を形成し、森林管理のための慣習的な取り決めがなされるのである。この林業がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」で、主要なアクターは「基礎集団」であることが確認される。適用される労働組織は「コミュニティー」である。

2 フィリピン

フィリピンの土地は国家所有の「公有地」、先住文化共同体あるいは先住民族が所有する「慣習地」、個人や団体が所有する「私有地」に分類される。公有地は、非林地である「譲渡・処分可能地」と林地とに区分される。そして、林地はさらに「永久林」および未区分の公有地である「公共林」とに分けられる。

フィリピンの森林政策は3つに体系化される。すなわち、保全と生産を目的とする「コミュニティーに根ざした森林管理（以下CBFM）」、木材の生産を目的とする「産業的林業」、そして保全を目的とする「国家統合保護地域システム（以下NIPAS）」である。この体系のもと、3種類の参加型森林管理を確認することができる。第一はCBFM、第二は産業的林業における「社会化された産業林管理（以下SIFM）」プログラム、第三はNIPASにおける保護地域管理である。

(1) CBFM

1995年の「大統領令第263号」で、フィリピン政府は持続的森林管理および社会的公正を達成するための国家戦略としてCBFMを位置づけた。そして、2008年までに900万ha（林地の58%）をCBFMに割り当てることを宣言した。住民を志向する既存の様々なプログラム、すなわち統合社会林業プログラム、地域資源管理プログラム、慣習地プログラム、コミュニティー林業プログラム、林業セクタープログラムなどはCBFMの名の下に統合・統一されることになる。

CBFMには2種類の契約方法がある。第一は、先住文化共同体（or先住民族）が「慣習地権利証」を取得し慣習地管理計画を策定する方法である。この場合、先住文化共同体は土地所有権を有し、領域内の土地および天然資源を開発する権利や自治権も有する。し

たがって、この契約に基づく森林管理がおこなわれる土地の法的な位置づけは「村落有地」で、主要なアクターは「基礎集団」であることが確認される。

第二は、高地および沿岸部の公有地（永久林を含む）に住む人々が人民組織を形成し、政府と 25 年間の分収契約すなわち C B F M 契約（C B F M A）を結び、包括的資源管理フレームワークを作成する方法である。個人は人民組織から管理契約証を獲得して C N F M A の対象地域内の森林を管理することができる。したがって、この契約に基づく森林管理がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」で、主要なアクターは「個人」および「機能集団」であることが確認される。

（2）S I F M

林地の修復と木材供給のための造林を促進するため、環境天然資源省は S I F M プログラムを開始した（Argete, 1998）。S I F M 契約（S I F M A）を結べば、個人・家族は 1～10ha、協会・協同組合は 10～500ha の林地に造林する権利を得る。したがって、この契約に基づく森林管理がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」で、主要なアクターは「個人」および「機能集団」であることが確認される。

（3）N I P A S における保護地域管理

1992 年の「国家統合保護地域法（法律 7586 号）」によると、環境天然資源省は先住文化共同体を承諾なしに現在の占有地すなわち慣習地から立ち退かせ、他の場所に移住させる権力を有していない。先住文化共同体は一定の条件付きで自分たちの周囲の天然資源を管理することができるのである。したがって、このような森林管理がおこなわれる土地の法的な位置づけは「村落有地」で、主要なアクターは「基礎集団」であることが確認される。

また、保護地域に指定される 5 年以上前から当該地域を実質的・継続的に占有してきた「身分保障された移住者（tenured migrant）」は、保護地域の一部の管理を任されることができる。しかし法律に禁止事項が定められており、その活動は保護地域管理計画に示される指針によって規制される。したがって、このような森林管理がおこなわれる。土地の法的な位置づけは「公有地」で、主要なアクターは「政府」であることが確認される。

3 タイ

王室林野局は 1957 年の土地分類委員会の政策方針および 1961 年の閣議決定にしたがい、国土の 50% を永久林として地図上に示した。そして、1964 年の「保全林法」によって実地調査にもとづく永久林の法制化が開始された。しかし、実際の測量および国有地の確定プロセスが大幅に遅れ、結局 1993 年までに確定した「保全林」の面積は地図上の永久林面積を下回る国土の 46% となっている（佐藤, 1999）。また、永久林の外側には土地局が管理している森林と私有の森林も存在する。なお、私有地以外の土地は「公共地」と呼ばれる。

永久林は、樹木に覆われ保護の対象となる「保護区域」、森林が劣化し造林の対象地となるべき「経済区域」、すでに農民によって耕作され、農地改革事務局を通じて農民に利益権が移されつつある「農地改革区域」に区分される。

現在の法制度のもとで、コミュニティー林業は経済区域では認められるものの、保護区域では認められない。タイの土地所有関係はきわめて錯綜しており、また「コミュニティー林法」もまだ可決されていないが、事実上の参加型森林管理は様々な法的な位置づけの土地で実施されている。ここでは、主要と思われる 2 つのみを取り上げる。

（1）保全林におけるコミュニティー林業

村人と現地の森林局との間の非公式な調整にもとづいた多種多様なコミュニティー林業が保全林のなかで実施されている。しかし、コミュニティー林法が経済区域および保護区

域におけるこれらの活動を承認するかどうかはまだわからない。このようなコミュニティ林業がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」であり、主要なアクターはおそらく「機能集団」および「行政村」となる。

(2) 保全林以外でのコミュニティ林業

土地法によると、保全林以外の公共地における地域住民による共同的な土地利用の権利は、登録がなされれば土地局の統制の下で認められる。このようなコミュニティ林業がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」であり、主要なアクターはおそらく「機能集団」および「行政村」となる。

4 ベトナム

1993年の「土地法」および1994年の「長期の林業関連利用のために林地を団体・世帯・個人に分与するための制度に関する布告」などに基づき政府は土地と森林を個人・世帯・村・団体（森林管理委員会、会社、人民軍、学校など）に分与する事業を開始した。地域住民は「赤色証書（red book certification）」を得て、一年生作物ならば20年間、永年生作物ならば50年間、分与された土地や森林を利用する権利を手にするのである。

ベトナムの森林は1991年の「森林資源保護開発法」によって、木材および非木材森林産物を生産するための「生産林」、流域保護のための「保安林」、そして生物多様性保全や観光のための「特別利用林」に区分されている。参加型森林管理は、それぞれの森林類型における植林と保全のプログラムのなかに見いだすことができる。

(1) 特別利用林・生態系修復区域の保護契約

赤色証書をもつ特別利用林管理委員会が住民と保護契約を結び、「緑色証書（green book certificate）」を与える。造林に関しては、一世帯当たり平均して2～4haの林地を対象として造林木を3年間保護する代わりに、ha当たり100～200万ドンの収入を得る。間作は禁止されている。天然更新に関しては、一世帯当たり平均10～20haの森林を保護することに対してha当たり年間4～5万ドンが支払われる。この活動がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」であり、主要なアクターは「政府」であろう。

(2) 特別利用林・緩衝区域の管理

特別利用林への圧力を軽減するため、政府は赤色証書を保持する人々に対して、農林業技術の普及などの支援をおこなっている。この活動がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」であり、主要なアクターは「個人」であろう。

(3) 保安林・重点区域の保護契約

赤色証書を持つ保安林管理委員会が特別利用林・生態系修復区域と同様な保護契約を世帯と結び緑色証書を与える。契約した住民はアグロフォレストリーを導入し、非木材森林産物や燃材を採集することができる。この活動がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」であり、主要なアクターとしては「政府」が考えられる。

(4) 土地分与された生産林での造林活動

個人・世帯・団体は、生産林区域内の土地を分与され赤色証書を得ることができる。分与される土地面積は場所により様々である。例えば、山岳地帯では平均して一世帯当たり3～5haであるのに対して、他の地域では50ha以上もの土地を分与された世帯も存在する。この活動がおこなわれる土地の法的な位置づけは「公有地」であり、主要なアクターとしては「個人」および「機能集団」が考えられる。

5 ラオス

1997年の「土地法」によりラオスの土地は、農地・林地など8類型に区分された。このうち、林地は1996年の「森林法」によって、5つに区分されている。すなわち、流域

保全や土壌流出防止などを目的とする「保安林」、野生動植物の保全を目的とする「保全林」、木材および非木材森林産物の生産を目的とする「生産林」、直ちに再生されるべき若い休閑林である「再生林」、そして「劣化林地(荒蕪地)」である。

このような土地・森林の類型化を進めた「土地法」や「森林法」は、1991年の「憲法」および関連する法令とともに、農地・林地の利用権を団体あるいは個人に付与する政策の根拠となっている。それによると、個人や団体は、占有・使用・収益・譲渡・相続の権利を有する。つまり、ラオスにおける土地利用権は、売買が禁止されているという点で資本主義諸国における土地所有権とは異なるのである。しかし、現実には土地の売買がおこなわれ、また権利の期間は明確にされていない。したがって、ラオスにおける土地利用権は、資本主義諸国の土地所有権と事実上ほぼ等しいと見なすことができる(Namura and Inoue, 1998)。なお、林地のうち個人や団体に対して利用権が付与されるのは劣化林地のみである。

(1) 共同森林管理 (Joint Forest Management)

このプログラムでは政府が村人と協力しつつ主に木材生産を目的として森林を管理することになっている。しかし、村人は意志決定プロセスに関与できず、政府によって作成された管理計画を実行するためのコントラクターとして、あるいは労働者として参加するのである(Inoue et al., 1998)。

したがって、本プログラムが適用される土地の法的な位置づけは「公有地」で、主要なアクターは「政府」であることが確認される。また、適用される労働組織としては、「団体」、「コミュニティー」、「賃労働者」が挙げられる。

(2) 村落林業 (Village Forestry)

国家村落林業戦略において、村落林業は持続的な森林管理の達成を目的とした組織化された村人と政府とのパートナーシップであると定義されている。村落委員会つまり組織化された村人が、保全・保護・再生・裸地造林といったすべての活動のイニシアティブをとる。しかし、個人や他の法人に配分された土地は村落林業の対象とされない(Bonita, 1997)。したがって、本プログラムが適用される土地の法的な位置づけは「村落有地」、「公有地」で、主要なアクターは「機能集団」、「基礎集団」、「行政村」であることが確認される。また、適用される労働組織としては、「団体」、「コミュニティー」、若干の「賃労働者」が挙げられる。

(3) 保全のためのコミュニティー林業

カムアン県のコミュニティー林業プロジェクトは日本国際ボランティアセンター(JVC)によって支援され、森林保全を主な目的として18か村で実施された。そのうち5か村では村の境界が確定した後に簡単な森林管理計画をたて、参加型アプローチを通して土地利用のマッピングがなされた。村人は森林管理を統制するためのルールも作成した。したがって、本プログラムが適用される土地の法的な位置づけは「村落有地」で、主要なアクターは「行政村」であることが確認される。また、適用される労働組織としては、「コミュニティー」(ただし森林ボランティアグループが重要な役割を果たす)が挙げられる。

(4) 村人による造林

村人はチークや早生樹種を配分された土地に植えて利益を得ることができる。このような造林活動がおこなわれる土地の法的な位置づけは「個人有地」で、主要なアクターは「個人」であることが確認される。また、適用される労働組織としては、「個人」と「一時的集団」が挙げられる。

6 小括：東南アジアにおける参加型森林管理制度の特徴

基本的に林地は国家が所有し、地域住民に認められるのは利用権である。また、保護地

域に関しては政府による管理・統制が主体であることも明らかである。

森林管理の責任を政府から地域住民へ移譲するという観点からすると、フィリピンの制度が最も進んでいると評価できる。というのは、先住文化共同体が土地所有権を獲得でき、また地域住民が保護地域の管理にまで関与できるからである。ラオスの制度も評価すべきである。それは、当面のところ実質的な土地所有権に相当する権利が地域住民に付与されていると見なすことができるからである。

次に、森林管理の主要なアクターに関してであるが、ほとんどの共同的な管理は、「基礎集団」ではなく「機能集団」によっておこなわれている。

例外は、フィリピンの先住文化共同体、およびラオスの村落林業の一部である。

森林の利用・管理の実態からの教訓

参加型森林管理のあり方を考えるためには、政策・制度の分析のみならず森林の利用・管理の実態をフィールド研究によって把握することが不可欠である。ここでは、フィールド研究で明らかにされたことのうち、紙幅の都合上2つのトピックに絞って議論する。

1 民俗類型に基づく土地利用実態の重要性～ラオス・ヴァンヴィエン郡の事例より

焼畑民族である中高地ラオ人は慣習的に土地を5類型に分けているが、最近さらに新たな土地類型が見られるようになってきている。地域住民による土地類型(すなわち民俗類型)から土地法・森林法における土地類型へと移行するにあたり、その利用状況および所有形態の現状を追認することが可能か否かが政策遂行において重要なポイントとなる。

そこで、まずは現状追認の可能性が高く、比較的スムーズに土地利用区分(官民有区分としての性質も含む)が実施できそうな類型を特定した(Namura and Inoue, 1998)。そして、土地利用区分に際して相当な困難が予想される類型として、焼畑用地、禁伐林地、および密生林地を特定し、これらの類型の土地の区分に際して生じる問題について詳細に検討した。このような手順で中心的な政策課題を特定できるのである。民俗類型に基づく土地利用実態の把握がいかに重要であるかが理解されよう。

2 地域住民による森林管理の可能性～インドネシア・東カリマンタン州の事例より

バハウ人によるM村の領域は、独自の類型化がなされている(井上・宮内, 2000)。とりわけ、慣習利用林(Tana Berahan)は村人たちが木材および非木材森林産物を自由に採集利用するための入会林(個別的共同利用)として、一方、慣習保全林(Tana Mawaq)は慣習法長の指揮の下で長老会議などによって必要と判断された場合を除いて利用できない入会林(団体直轄利用)として管理されてきた。

ところが、1990年代に入ってから開始された産業造林事業のために、慣習保全林のおよそ半分が伐採されてしまった。村人にとって最後の拠り所である森が略奪されたのである。

そこで、人々が自分たちで問題を確認し、何をなすべきかについて考えることを目的として1998年12月にワークショップが開かれた。主催したのはローカルNGOと日本のNGO(JANNI)である。参加者は、地域住民、NGOスタッフ、大学教官、州林業局スタッフなど50名を越えた。参加者を4チームに分けてKJ法に類似したブレインストーミングによって、直面している問題とその因果関係について議論した。その後4グループが一堂に会して発表会を行なったのだが、4チームとも一様に自分たちの生活を脅かす要因として「政府の政策」を挙げた。しかし、参加者たちは決して外部要因だけについて議論したわけではない。コミュニティ内部の問題についてもだいが議論がおこなわれた。

さらに、筆者のような外国人研究者が考えうる要因はほぼすべて挙げられ因果が関係づけられたことは地域住民の能力の高さを示している。たとえば、国家政策、法制度、経済のグローバル化、長い早稲、民間企業による産業化、慣習法、土地の所有権、自然環境、自給経済と市場経済、情報の不足、などである。農林業の近代化を信奉してきた論者たちの間では「地域住民に任せたら森林は破壊される」という言説がいまだ亡霊のように徘徊しているようである。しかし、そのような先入観に囚われず、住民による森林管理の可能性をしっかりと検討することが重要なのである。

V 今後の課題

本稿ではナショナルレベルでの制度・政策とローカルレベルでの実態について論じた。今後は、フィールド研究に基づくローカルレベルでの議論を、より説得力のある形でナショナルおよびグローバルレベルでの森林政策研究へと接合することが求められよう。そのための方法として筆者が目を付けているのは、村・郡・県・州・国家・地球レベルでの様々なアクターの行為とそれに影響を与える政治経済的な状況を考察すること、すなわちポリテイカル・エコロジー (Bryant and Bailey, 1997) のアプローチである。今後の課題は、ローカルレベルでのフィールド研究、ローカルからナショナルおよびグローバルへの架け橋としてのポリテイカル・エコロジー、そしてナショナルおよびグローバルレベルでの政策研究という暫定的なフレームに則って、参加型森林管理を促進するための方策を検討することである。そして、将来的にはこのような研究成果を、様々な利害関係者 (stakeholders) が関与するワークショップや政策対話 (policy dialogue) の場にインプットすることを通して、政策の転換・改善に資することを課題としたい。

注および引用文献

- Argete, E.C. Forest Policy. Paper presented at the Society of Filipino Foresters (SFF) 50th anniversary and annual convention, 24-26 August, Davao City, 1998年
- Bonita, M. Participation of villagers in forest land allocation and management through village forestry. Paper presented at the meeting of land use planning and land allocation, July 29-30, Department of Forestry, Vientiane, 1997年
- Bryant, R.L and Bailey, S. Third World Political Ecology. Routledge. 1997年, 1~9頁
- Inoue, M. Participatory Forest Management. In: Guhardja, E., Fatawi, M., Sutisna, M., Mori, T. and Ohta, S. (Eds.), "Rainforest Ecosystems of East Kalimantan (Ecological Studies, Vol.140)". Springer-Verlag, Tokyo, 2000年, 299~307頁
- Inoue, M., Khampha, C., Hyakumura, K., Ioki, A., and Namura, T. Toward institutionalization of various participatory forest management Systems in Lao P.D.R. "Proceedings of IUFRO inter-Divisional Seoul Conference", October 12-17, Seoul, Korea, 1998年, 402~408頁
- 井上真・宮内泰介編著『コモンズの社会学』新曜社, 2000年(近刊)
- 加藤隆「社会林業(1)~新たな林業開発戦略の模索」『熱帯林業』No46, 1999年, 57~61頁
- マン, P H著/中野正大訳『社会調査を学ぶ人のために』世界思想社, 1982年
- Namura, T. and Inoue, M. Land use classification policy in Laos. strategy for the

establishment of an effective legal system. "Journal of Forest Economics"
44(3), 1998年 23~30頁
佐藤仁「人々のための公共地～タイにおけるコミュニティー林の制度的基礎」『東南アジア
研究』 37(1), 1999年, 65~89頁